

障害者差別解消支援地域協議会 事例検討会議 フロー図

相談者（事案の当事者）【障害者、家族、支援者、事業者等】

障害者差別に関する相談全般

相談

助言・調整

障害を理由とする差別の相談窓口（障害施策推進課）

報告

報告・支援要請

助言・検証

事例検討会議

障害種別や相談事案等を踏まえ、
個別の事案や課題に応じて組織

意見

報告

意見

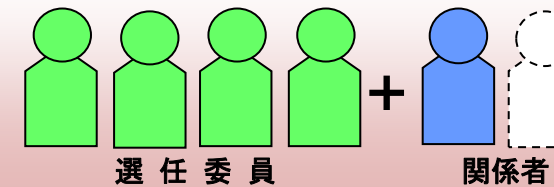
委員等
の中から選任

堺市障害者施策推進協議会権利擁護専門部会
（障害者差別解消支援地域協議会として位置付け）

事例検討会議の役割

- 1 相談窓口が対応した相談に係る事例の共有
- 2 相談窓口における紛争の防止・解決に向けた協議、複数の機関等による連携等
- 3 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- 4 相談窓口への助言

構成イメージ



事案に応じて交通、商工、警察など地域の関係機関等からも関係者として意見を聴く

◆当面は、相談窓口において対応した事案について助言、分析、検証等を行う会議体として開催

◆相談窓口で解決が難しい事案の場合には紛争の防止・解決に向けた協議等を行う会議体として都度臨時的に開催

権利擁護専門部会の役割

- 1 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有
- 2 関係機関等が対応した相談事例の共有
- 3 障害者差別に関する相談体制の整備
- 4 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- 5 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- 6 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- 7 その他障害者の権利擁護に関する事項についての調査・審議